

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

貸付金利息の計算方法

Q：当社は、代表者に対して金銭の貸付けをしています。そこで、利息を徴収しようと思うのですが、毎月のように貸付けと返済があるため、貸付金の残高が一定しません。

このような場合、利息の計算はどうすればよいのでしょうか。

A：月末残高等の合理的な基準により、各月の利息を計算します。

【解説】

会社は、利益の追求を目的として設立されたものですから、資金の貸付けを行った場合には、当然その利息は徴収しなければなりません。したがって、利息を徴収しなかった場合には、利息相当額が給与所得の収入金額として課税されます。

利息の計算は、貸付金残高の変動幅及び変動回数が少ない場合には、前回の金利支払日の翌日における貸付金残高と今回の金利支払日における貸付金残高との合計額の2分の1にその期間の約定金利を乗ずることも認められます。

また、貸付金残高の変動が激しい場合には、その変動の程度にもよりますが、利子の計算期間における各月末の貸付金残高に対してその期間の約定金利を乗ずる方法、又は各月の月初めと月末の貸付金残高を合計し、その2分の1にその期間の約定金利を乗ずる方法等、合理的な方法によっていけば問題はないと思います。

